

次に、議席10番、田山文雄君。

〔10番 田山文雄君登壇〕

○10番（田山文雄君） 議席10番、田山文雄でございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告書に従って4項目、6点についての一般質問をさせていただきます。執行部の誠意あるご答弁を何とぞよろしくお願いたします。

1項目めの防災対策の取り組みについて2点お伺いをいたします。1点目の災害時の要援護者の避難対策の当町の取り組みについてお伺いたします。災害時に自力で避難することが難しいお年寄りや障害者など、災害時要援護者の名簿作成を市町村に義務づけ、改正災害対策基本法がさきの通常国会、第183回通常国会で成立をいたしました。

改正法では、これまで曖昧だった個人情報の取り扱いが明確化され、名簿の整備と情報提供が進むことが期待されています。従来の制度でも、災害発生時における高齢者などの避難支援の指針となる災害時要援護者の避難支援ガイドラインに基づき、名簿作成を市町村に求めていましたが、義務づけられてはいたないために、作成している自治体は6割程度にとどまっていた。今回の改正により、要援護者の名簿作成が市町村に義務づけられました。名簿は本人の同意を得た上で、消防や民生委員などの関係機関にあらかじめ情報提供しますが、災害が発生した場合は、同意がなくても必要な個人情報を提供できるとしています。

ただし、個人情報を厳格に保護するため、情報を知り得た人に対しては、秘密保持の義務もあわせて求めています。名簿の整備、共有は避難支援を円滑に進めるための第一歩にすぎず、避難支援の取り組み自体は、自治体側の入念な準備にかかっています。弱い立場の人たちをどう守るかというのが、次なる大きな課題であり、それぞれの地域社会に投げかけられています。災害時の個別の支援、行動計画を事前に細かく決めて訓練するなど、いま一度、日ごろより地域で高齢者や障害者を支える体制を整備することが重要になります。

なお、今回の改正には、名簿作成義務化のほか、避難所における生活環境の整備を明記しています。安全性を満たした施設を確保する一方、食料や医療品や医薬品などを用意し、医療サービスの提供にも努めるとしています。東日本大震災でも避難生活が長期化したことで、病気や体調の悪化が原因などで亡くなる震災関連死が相次いだことから、福祉避難所の普及、整備についても本腰で取り組むべき課題であります。当町の取り組みについてお伺いをいたします。

また、2点目に、地域や学校、家庭における防災力の向上についての当町の考えをお伺いたします。一昨年の東日本大震災をきっかけに、各自治体では地震または津波の被害を想定した対策を進めていますが、地震、津波以外にも、台風や豪雨による水害など、自然災害に見舞われることが少なくなく、地域の状況に応じた災害対策が必要であります。当町における積極的な防災力向上のための考えをお伺いたします。

次に、2項目めの健康増進の取り組みについてお伺いをいたします。健康診断の受診やスポーツ活

動への参加などでポイントをためると、得点を利用することができる健康マイレージの取り組みが目されています。住民の健診受診率を上げ健康づくりに励むことで、医療費や介護費の抑制につながるほか、地域コミュニティや地域経済の活性化など、まちづくりや人づくりにつなげていくことが期待できるユニークな施策であります。

日本一健康文化都市を掲げる静岡県袋井市では、健康づくり活動をポイント換算し、公共施設利用券と交換することができる健康マイレージ制度を平成19年度から全国に先駆けて実施しており、先進的な事例として健康日本21、すこやか生活習慣国民運動に紹介されています。

さらに、静岡県では、今年度全国で初めて県内共通の得点カード、ふじのくに健康いきいきカードをつくり、現在、県内の協力店でサービスを受けられるようにするため、参加自治体や協力店がふえるよう積極的に働きかけをしています。この県内共通の仕組みは、全国知事会先進政策バンクでも紹介をされています。

また、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市、約25%であります。平成21年に政令市で初めて健康マイレージ事業を導入し、40歳以上の市民が、市が認めた運動教室や健康関連のイベントに参加をしたり健康診断を受診すると、景品と交換できるポイントシステムを実施。今度からは、より充実を図るため、各町内会ごとにネットワークを持つ市社会福祉協議会に委託して、マイレージの対象となるイベント数を倍以上にふやす取り組みをしています。

以上のような取り組みは、将来の超高齢化社会を見据えた施策の一つとして、全国で広がりつつあります。地域の特性を踏まえ、当町でも取り組みが可能か検討すべきであると思っておりますが、当町の考えをお伺いいたします。

次に、3項目めのいじめ対策についてお伺いいたします。国がいじめ対策を本格化させてから初となるいじめ防止の法律、いじめ防止対策推進法が本年6月21日に成立し、同28日に公布されました。3カ月後の今月、9月28日に施行することになります。本法律では、いじめの定義を、対象にされた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの、インターネットを通じた攻撃も含むと規定しています。その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務づけています。また、重大な被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者の子供に出席停止を命ずることも求めています。

地方自治体に対して同法は、文部科学省が今後法に基づき定めるいじめ防止基本方針を参酌し、地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求めています。また、関係機関との連携を強化するために、学校や児童相談者、警察などの担当で構成する連絡協議会を置くことができるとされています。地方自治体の基本方針が、地域の学校の基本方針につながることから、地方自治体としてより現場の目線に立った基本方針の策定に努め、関係機関との連携強化を図る必要があります。

なお、千葉県の柏市議会では、いじめ防止対策推進法を補ってまとめた市児童虐待及びいじめ防止

条例を、本年6月21日に成立をさせました。この条例は、いじめ防止対策推進法では努力義務とされている地域いじめ防止基本方針の策定と、その公表を義務化しています。当町においても、9月の法施行に当たり、地域社会が総がかりでいじめ根絶に取り組める現場の体制づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを積極的に整えていくべきと考えますが、当町の考え、取り組みをお伺いいたします。

4項目めの動物愛護の当町の取り組みについてお伺いをいたします。高齢化社会の到来により、ペットとの共生社会が広がる一方、その陰で無責任な飼育者に捨てられるペットの数が増加し、保健所収容、殺処分という連鎖が断ち切れません。必要とされない命など、あっていいわけがありません。まさにペットの殺処分は、人間のエゴがつくり出していると言えます。茨城県では、2012年の1年間で犬と猫合わせて6,374匹の命が失われました。特に茨城県の場合は、他の都道府県と比べ犬の割合が大きく、犬の殺処分数は11年度まで7年連続ワーストとなっています。なぜ多いのか。その原因の一つとして、飼い主のモラルの低さが大きな理由となっています。

これはドイツの国の例ですが、犬を感じるブログメディア「ドッグ・アクチュアリー」に掲載されている記事によりますと、時々日本人から、ドイツでは犬、猫の殺処分数はどのくらいですかと聞かれることがある。多くの場合、ドイツの動物保護状況を、この殺処分数で比較したいらしい。ドイツには、日本のような殺処分場はありませんと答えると、誰もが驚く。では、いつごろからこの殺処分場はないのですか。ドイツには、ずっと殺処分場はありませんよと。さらに皆驚くとあります。

また、この同じ文章の中で、ドイツ人に日本の犬、猫の殺処分の話をすると、これもまた誰もが驚く。海外では、日本は優しく穏やかな仏教国というイメージがあるだけに、とても信じがたいらしい。日本のイメージダウンにつながるから、そんなことは言わないほうがいいのだろうが、かといってうそはつけないから、早く状況が改善されるのを願うばかりであるとありました。国民性の大きな意識の違いがわかる記事であると思います。

この9月より、改正動物愛護管理法が施行され、飼育者やペット販売業者の終生飼育が義務づけられることになりました。また、今月の20日から26日が動物愛護週間となり、茨城県としても、この9月は動物愛護月間としています。みんなで動物愛護について考えるよい機会であると思います。そこで、動物愛護の当町の取り組みについてお伺いをいたします。

また、2点目として、「小さな命の写真展」と題して、このペットの殺処分の現状を伝える写真パネル展を開催している地域もあります。この写真展は、児童文学作家今西乃子さんが、子供たちの心の育成のために講演会で行っている命の授業を、27枚の写真とメッセージで構成したものであります。動物愛護社会化推進協会が「小さな命の写真展」の開催に必要な写真パネルと、今西乃子さんの著書を無料で貸し出しをしています。先日、この事務局に確認をいたしましたが、写真パネルの送料についても協会が負担をしてくれています。当町としても、ぜひ開催に取り組むべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。誠意ある答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（関 稔君） 田山議員に申し上げます。1項目の1点ずつやったほうがいいですか、回答は。

○10番（田山文雄君） 項目一緒にいいです。

○議長（関 稔君） ただいまの質問の1項目め、1点に対する答弁を求めます。

民生部長、お願いします。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） 田山議員さんの防災対策の取り組みについてのご質問、災害時の要援護者の当町の取り組みについて伺いたいにつきましてお答えいたします。

当町では、災害が発生した際や災害のおそれがあるときに、自力で避難することができない方々の避難を適切かつ円滑に実施するために、災害時要援護者登録制度の取り組みを昨年12月から開始をいたしました。この制度は、登録者に対しまして、ふだんからの見守りや安否確認、災害時の避難誘導等の支援を行うために、地域で助け合う体制づくりを推進していくもので、具体的には、支援を希望する要援護者に個人情報提供に同意をいただいた上で申請書を提出していただき、それらをもとに町が登録台帳を作成しまして、地域の民生委員さんや地域支援者に提供するというものでございます。

対象となる方は、災害時にご家族の援助が困難で自力で避難することができない在宅の方で、75歳以上の高齢者のみの世帯の方や、要介護3以上の方あるいは身体障害者手帳1級、2級の方、療育手帳Aの方、そのほかにこれらに準ずる状態にある方となっております。

本制度につきましては、既に広報紙等での周知及び地域の実情に詳しい各地区の民生委員さんの協力により、登録の呼びかけを行っておりまして、その結果、83名の登録をいただいているところでございます。登録された方は、ひとり暮らし高齢者の方や高齢世帯の割合が多く、次に障害者、その他の順であります。この対象区分も含め、近隣の地域支援者など記載のないものもあります。現在、台帳の整備に努めているところでございます。今後も引き続き対象者に広く周知することで、登録制度の推進を図ってまいります。今回策定中の境町地域防災計画の中におきましても位置づけする予定でありますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

このほか、災害時の要援護者の関係では、民生委員さんが行っている360名ほどを対象としました見守り活動がございます。その内訳でございますが、高齢者のひとり暮らしの方が240名、高齢者のみの世帯が30名、要介護の方が30名、障害者の方が30名、その他20名となっております。災害時にはこれらも活用して、関係機関と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） 次に、1項目め、2点目に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 斉藤 孝君登壇〕

○教育次長（斉藤 孝君） 次に、地域や学校、家庭における防災力の向上についての当町の考えを

伺いたいということのご質問につきましてお答えいたします。

東日本大震災においては、通信網が遮断され、児童生徒の引き渡しに相当な時間を要したことや、避難場所開設と運営の課題等から、地域と連携した学校の防災力の強化が必要とされているところでございます。境町地域防災計画において、町内小中学校が避難場所として指定されていることや、学校等における児童生徒等及び教職員の安全を図るため、防災上必要な教育と訓練を実施しているところでございます。各学校では年間計画を策定し、消防署との連携や保護者への引き渡しも含めた、地震や火災を想定しながら実践的な避難訓練を実施しているところであります。

茨城県においては、県内の全ての市町村が教育委員会を中心に市町村学校防災推進委員会を設置し、県から委託事業として、地域との連携による学校の防災力強化推進事業を推進しているところでございます。境町でも防災力向上の重要性を鑑み、県からの委託事業を新たな重点事業と位置づけて、管内の教員を対象とした防災研修会や、学校と地域が連携した避難訓練等を、関係機関の協力を得ながら実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） まず、1点目の要援護者の避難対策の取り組みなのですが、今までいろんな震災があった中で一番被害に遭われた方は、高齢者が非常に多かったというのは、いろんな資料を見ますと出ています。そういった中で、また今言われた要援護者という形で一応規定はされていますけれども、小さなお子さんだったりも本当は入ったりもするのですが、そういった中で今る説明はいただいたのですけれども、町で例えば対象者の具体的な把握とか、恐らく介護保険を受けるには町で出しますから、そういった細かい例えば名簿ではなくて、名前とかそういった資料というのは、当然町のほうにあると思うのですが、確かに民生委員さんが1人で何人も見るというのは、とてもできることではないと思いますし、そういった名簿というのは、ある意味町のほうである程度は把握されているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思うのですが。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

議員さんご指摘のように、災害対策法の改正によりまして、避難行動要支援者の名簿づくりが市町村に義務づけられましたことから、現在、高齢者や障害者の方などのリストアップ、これは例えば先ほど申し上げましたように要介護の3以上の方あるいは身体障害者1、2級の方など、法律では具体的な対象者を明示しておりますけれども、今手元には、各個別の人数の把握はちょっと難しいのですけれども、総体的に申し上げますと、今現在、そういった方のリストアップした方が約900名ほど、要支援名簿の対象者として整備をしているところでございます。

その中には、今回の災害対策法の改正には、高齢者のひとり暮らしやあるいは高齢者のみの世帯につきましては、法律的には対象者としては明示されておりませんので、先ほど申し上げましたように、そのほかひとり暮らしや高齢者のみの世帯につきましては、民生委員さんが名簿をお持ちになっておりますので、そちらが約300名ほどございます。その900名のうちに300名ほどございます。ちょっと雑駁な数字で申しわけないのですけれども、現在、私から答えられる細かい数字は手元にございませんので、申しわけございません。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） やっぱりある意味防災対策というのは、中長期的に見なくてはいけないものと、短期的にやらなくてはいけないものというのがあると思うのです。今、町が小中学校の耐震化を早急に進めていますので、これは本当に短期的にハード面ですごく整備してくれたなというふうに思うのですが、やっぱり長期的に見た場合、さっき言った約900名の人が出て、そこに民生委員さんが、例えばそういった方々をみんな見るというのは当然不可能ですし、万が一民生委員さんが災難に遭った場合には、名簿とかがほかにも知られないで終わってしまうとかということが、過去にちょっとあったようなのですが、そういったことも踏まえて、さっきやったように町でもしっかり把握していただいて、関係機関とやりとりができるような体制づくりをしていただきたいというふうに思います。これはこれから取り組んでいくことでしょうから、ぜひその辺を言っていきたいと思います。

あと、福祉避難所というのは、これは一応指定をするということになっていると思います。僕もインターネットで見ましたら、境町の場合は社会福祉協議会が、あそこの会館ですか、あそこが福祉避難所として指定をされているというふうに記載していました。市町村によっては、福祉避難所がまだ指定もされていないところもあるので、そういった意味では、境町は指定されているということはいいことなのですが、ただ客観的に見ますと、あそこの社協の前の十字路のところはすごく冠水するので、それだけ冠水した中に、あそこがさっき言った要援護者の方の、例えばそういう身体障害者の方がそこに避難してくださいというのは、とても考えにくいと思うのですが、今後、そういったことも踏まえて、極端に言ってしまうと避難所の見直しということも含めて、当町としてはどういう考えかをお聞きしたいと思いますが。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

町では、現在、災害時の福祉避難所といたしまして、議員ご指摘のとおり長井戸の社会福祉会館を1カ所指定しております。整備状況を申し上げますと、施設のバリアフリー化につきましては、もう既に整備された施設でございます。その他、災害時用の物資、資材につきましては、例えばストレッチャーやベッド、紙おむつ、歩行器、車椅子、ポータブルトイレ、その他の介護用品や衛生用品のほ

とんどは整備されております。ただし、粉ミルクなどの育児の用品につきましては、これからの整備の課題となっております。

議員ご指摘のとおり、大雨、洪水時には、おおぞら保育園の北側の道路の冠水が顕著でございまして、果たして福祉会館が避難所として適当なのかというふうなことかと思うのですけれども、先ほど言いましたように境町にはまだ1カ所、全県から比べますと、指定している市町村は少ないものですから、その点を比較しますと、町は進んでいるのではないかなと思いますけれども、やはり今後も、これは例えばなのですけれども、塚崎にございます、あれは何でしたっけ。

〔何事か言う者あり〕

○民生部長（塚原栄一君） そういったそのほかの特別のファミリー境さんだとか、そういった福祉関連の施設につきましても、民間でございまして、当然協議をする必要が出てきますので、そういったところも、今後、福祉避難所として追加を含めまして考えていきたいと思っております。

以上でございます。済みませんでした。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今、民生部長が民間のということがありましたけれども、実は既に新潟県の三条市というところは、そういったことをやっています。災害時に避難所生活が長期化した場合に、高齢者や障害者が、要援護者が避難所で安心して暮らせるように、市内32の訪問介護事業所と障害サービス事業所と支援協定を締結しているとかやっているのです。だから、これから策定していく中でそういったことを参考にさせていただきながら、ぜひ当町としても取り組んでいただきたいというふうに思います。1点目は、これで結構です。

2点目なのですが、さっき学校で防災教育もしていますよというお話がありました。境の公民館でも群馬大学の片田教授が来て、2市1町で防災の講演会もあったと思うのです。たまたまこの前テレビで、実は片田教授が、「自然災害では死なせない～ある災害社会工学者の格闘」と題してテレビをやっていました。それを見て、これは勉強になるなと本当に思いましたけれども、やっぱり片田さんが言っているのは、子供たちにまず教えていくことが大事だ。10年間継続すれば、子供は大人になる。また10年継続すれば、その子供たちが今度は親となって、それが文化となって常識となるのだよという話をしていました。だから、やっぱり長期的に見た教育ということが大事だということが言われていると思います。

また、高齢化が進む中で、また人間関係が希薄になる中で大事なことはということで挙げていまして、それはやっぱり地域のコミュニティーのありよう、住民の意識のありようをよく理解をして、その上で地域のありように合わせた防災を考えるべきだというふうにおっしゃっていました。これは本当だなと思います。災害で人が死なない。そのためには、平時からそのときに備えて、ちゃんと自分の命を守ることができる社会にしていく、人たちにしていく、子供たちにしていく、これが重要なこ

とだと思ふ。3.11を踏まえ、これを社会の文化として後世に定着させていくことが、今は必要であると思ふとありました。

どうか、この防災教育というものを矮小化しないで大事にやっていただいて、将来本当に、3.11にあった釜石の奇跡、あれは奇跡だけれども、あれが当たり前の社会にしたいのだという、実はこの片田教授は言っているのですけれども、そういった子供たちに防災教育を今後またしっかりとお願いをしたいと思ふますので、これは要望になりますが、これで1項目については終わりです。

○議長（関 稔君） これで1項目めについての質問を終わりにします。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

民生部長。

〔民生部長 塚原栄一君登壇〕

○民生部長（塚原栄一君） それでは、2項目めの健康増進の取り組みについてのご質問、健康マイレージの取り組みを行っている自治体を参考にして取り組むべきと思ふが、当町の考えを伺いたいたいにつきましてお答えいたします。

健康マイレージ事業につきましては、議員ご承知のとおり住民の主体的な健康づくりを応援し、町全体の健康機運を高めること、あるいは健康づくりを促進し健康の重要性の普及啓発を目的とするもので、ここ数年において実施する自治体が見られるようになりました。この事業の内容でございますが、幾つかの健康目標項目を設定し、目標を達成したときまたはポイント制により一定のポイントを獲得した場合、景品が当たることなど、楽しみながら事業に参加していただき、住民の健康づくりの習慣と関心を高めることによって、医療費の抑制も期待できるものとされております。

また、対象につきましては、健康診査やがん検診の受診または健康に関する事業、その他イベントに参加するなどがございます。さらに、景品と例としましては、電動歯ブラシ、血圧計、体脂肪計などの健康用品から、折り畳み自転車、防災リュックなどとなっております。

議員ご指摘の今後の取り組みでございますが、現在のところ、県内において健康マイレージ事業を実施している自治体につきましては、つくば市と神栖市の2市でありますことから、今後は近県をも含めた中で事業の現状と効果などを調査の上、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） この健康マイレージですが、先ほど民生部長から、つくばと神栖ということがありました。今度、坂東市でも始まると新聞記事に載っていたという話を今聞きまして、僕もちよっと知らなかったのですが、午前中の飯田議員さんの一般質問の中にも、本当に国民健康保険税を何とか抑えるということで町長から答弁もあったと思ふますけれども、その一つとして、やっぱり要するに高齢者の方が、高齢者だけではないのですけれども、病気になるために健康になっていくと

いうことが、抑制のためには一番大事だなというふうには思います。

これも、マイレージ、ポイント制ですね。これによって健康になるわけではないのです。ただ、ないのだけれども、一つの関心づけといいますか、そこにみんなが関心を持ってもらって、健康について考える、一つの振り向くといいますか、自分自身の健康について考えるという、そういう機会をつくるのが、多分この健康マイレージの取り組みなのかなというふうには思うのです。多分、執行部のほうでも、民生部のほうでもいろいろ調べられたと思うのですが、具体的にやっているところについての効果なり、そういったことについてもしわかれば、答弁願いたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

民生部長。

○民生部長（塚原栄一君） それでは、お答え申し上げます。

議員さんから、今回、健康マイレージのご質問をいただきまして、先ほど言いましたように県内ではつくば市と神栖市が行っておりまして、その中でもつくば市のほうが平成22年から行っております市、先進的な事例として、その状況を調べさせていただきました。先ほど言いましたように、つくば市では平成22年度から実施しているそうでありまして、今年度も先ほど議員さんおっしゃるように、いわゆる健康診査やがん検診などの受診の向上だとか、あるいは積極的に健康に関する事業やイベントへの参加あるいは個人の健康目標を立てて、3カ月以上その方が取り組んだ場合の5つの目標というふうなことを立てまして、そのうち3つが達成できたら、健康マイレージカードを応募した場合、記念品がプレゼントされ、さらに抽せんで豪華景品が当たるシステムとなっております。

つくば市の担当者的話では、この事業を導入した結果、年々応募者が増加しまして、それに伴って受診率の向上が一時的に見られるということでありました。なお、参考までなのですが、平成25年度の予算に関しましては、記念品や景品などの経費といたしまして、つくば市単独といたしまして130万円ほどが計上されておりますが、そのほか、これはつくば市かどうか、わからないのですが、健診協会やあるいは地元の医師会、あるいはご存じのように地元の大規模な病院が数多くございますので、そういった医療機関、それと健康関連の一般企業などがそのほか協賛をしているそうでございます。

議員ご提案の健康マイレージ事業の導入につきましては、先ほど議員さんもおっしゃられたように、みずからの健康はみずからつくるといった意識を持っていただくためにも、先ほど申し上げましたつくば市を初め、そのほかのより多くの市町村の参考、例えばこれは全国的に見まして、先行して健康マイレージを実施している市町村での大きな今後の課題として言われているのですが、参加者がふえることによって、経常経費の増大が一つのネックになっているというふうなことを聞いておまして、参加者がふえても経費がかからないような仕組みなどを、今後いろいろと研究をして、境町にとってよりよい健康づくりにつながるようなものを、今後検討してまいりたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 確かに予算が伴うことだと思います、そういう景品とか何かと考えると。ただ、さっきも出ましたけれども、結局病院にかかって医療費が増大することを考えると、そこに幾分か費用がかかったにしても、投入することによって保険税全体が抑制されるような、もしそういう成果が生まれるのであれば、それはある程度の予算を入れても、結果的には健康にみんながなっていくという一つのことになるのではないかなというふうにも思います。

景品をもらうという例だけが、今、紹介をされましたけれども、実はそれだけではなくて、ためたポイントを使って、小学校、中学校、幼稚園にポイントを寄附するとかという、そういうところもあるのです。それは、だから自分ではなくて、学校とかそこに、多分自治体が何かをできる何かがあるのだと思うのですが、そういうところも実はあります。そういう取り組み方をしているところもありますので、単純に自分がもらうからというだけではなくて、町のために何か自分ができるという、そういう意識づけをしていくことも、1つ大事なことだなというふうにも感じておりますので、近隣でも坂東市でもやるということを知りましたので、そういったこともどういった成果があるかということも踏まえて、ぜひ検討していただいております。

やっぱり、これからは高齢者がどんどんふえる、そういう社会ですから、いろんなことをぜひ当町でも考えていただいて取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。これも結構です、これで。

○議長（関 稔君） これで2項目についての質問を終わりにします。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

〔教育長 武井貞男君登壇〕

○教育長（武井貞男君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

項目3番目のいじめの対策のご質問でございます。本年度9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。当町の考え、それから取り組みを伺いたいというふうなことに対してお答えしたいと存じます。

いじめ防止対策推進のその基本的理念にありますように、いじめ防止等の対策は、1つは学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。それが1つでございます。2つ目は、いじめが児童生徒等の心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること。3つは、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服すること。まさに、この3つの理念があつてこそ、いじめの防止、いじめの根絶につながるものと考えております。

その具体的な対応といたしまして、学校では児童等の状況把握、啓発教育、支援相談体制の構築等を行っているところでございます。教育委員会といたしましても、よりよい学校生活と友達づくりにつながるアンケートの実施、Q-Uテストや、中学校での啓発教育として講演会を昨年度より開催しているところでございます。また、各学校の生徒指導主事、主任児童委員さん、教育委員等々で構成しております生徒指導連絡協議会においても、常に早期発見、早期対応に努めております。そして、情報公開や研修を行い、学校での組織体制においてよりよい運営がなされ、地域や教育委員会との連携が図れるように推進しているところであります。どうぞよろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） このいじめの問題は、僕も過去に何度か質問したことがあると思うのですが、その中で本当に僕は印象的だなと。教育長は、武井さんではないですよ。そのときの町の答弁で、いじめ問題、当町は1件もありませんという私は答弁もらったことがあります。それを聞いたときに、えっと思ったのです。たしか、そのときも言ったと思うのですが、自分が小中学校のときのことを考えても、本当にいじめなかったかなと考えると、やっぱりないなんていうことはあり得ないのです。そのときに1件もありませんと断定されたときには、これはひょっとしたらいじめに対しての考え方といいますか、捉え方がちょっと違うのかなという実は印象を持った記憶があります。

本当にいじめに関してこれだけ社会問題にもなってきた、さっきのやつの法律の改正もされてという中で1つ思うのは、先ほどいじめ問題対策連絡協議会をとということがありました。今回のこの改正、これは改正前からなのでしょうか。その中には、学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察、その他の関係者により構成されることになっていると思うのです。今現在では、学校関係者だけで、この連絡協議会というのがやられているのかどうかというのが1つお聞きしたいのと、今後、こういった学校以外のいろんな、例えばさっき言った警察関係とかいろんな機関を加えて、そういった連絡協議会ということを検討されているかどうかということ、まずお聞きしたいと思います。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長、武井貞男君。

○教育長（武井貞男君） ただいまの田山議員さんのご質問にお答えをいたします。

生徒指導連絡協議会の現状の構成なのですが、先ほど学校の生徒指導主任、それから主任児童委員さん、教育委員会等々と申し上げましたけれども、さらにその中に現在も青少年町民の会、それから青相連の方も入っております。

なお、今後の実施の構成の方法なのですが、もう少し専門機関の人たちも加わっていただいて構成市、実践をしていきたいというふうに考えております。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） ここでは、今現在、いじめの状況とかそういったことは聞かないでこうと思うのですが、先ほど教育長から、また幅広く専門の方をそこに入れて、いじめ問題対策連絡協議会を考えていくという答弁いただきましたので、どうかもっと広い目で解決できるような体制づくりを構築していただきたいと思います。先ほど教育長からそういう答弁いただきましたので、これからそういったことも検討されると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

この件についても、これで結構です。

○議長（関 稔君） これで3項目についての質問を終わります。

次に、4項目めに対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 榎場桂一君登壇〕

○総務部長（榎場桂一君） それでは、田山文雄議員さんの動物愛護についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、動物愛護の当町での取り組みについてでございますが、動物愛護週間では動物の愛護及び管理に関する法律第4条で、「ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける」として定められておりまして、本年は9月20日から26日とされておるところでございます。茨城県では、動物の殺処分が全国的にも多いことを踏まえまして、期間を拡大しながら、9月1日から30日までを動物愛護月間として、広く県民の間に動物の愛護と動物の正しい飼い方について関心と理解を深めていくことを目的に、人と動物が共生する地域社会の実現を目指し、動物愛護フェアを開催しているところでございます。

当町における取り組みにつきましては、過去に数回ほどボランティアの調教師のご協力をいただく中、犬のしつけ教室を開催した経緯がありました。そのほかにも獣医師会の主催によりまして、毎年動物愛護フェスティバルが開催され、参加協力をしているところでございます。また、毎年9月には「広報さかいお知らせ版」にて、動物愛護週間の啓発活動を実施し、あわせて県の事業である動物愛護フェアの実施についても、お知らせをしているところでございます。

さらに、動物愛護について広い意味で捉えれば、避妊、去勢手術助成事業も実施してございますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、「小さな命の写真展」と題して、ペットの殺処分の現状を伝える写真パネル展を開催している地域もあり、当町としても取り組むべきと思うが、考えを伺いたいとのご質問にお答えを申し上げます。

「小さな命の写真展」は、年間約25万頭が殺処分される犬や猫がいることを広め、青少年の心の育成や、広く一般の方々にもごらんになっていただき、命の大切さを考えるきっかけにしておうと企画されたもので、全国各地で開催されているところでございます。写真展は、殺処分される犬、猫

の現状などを紹介した写真パネルやメッセージから成り、強いインパクトの写真を通して、命のとうとさを強く訴える構成となっております。最近では、平成23年6月28日から7月1日までの4日間、茨城県と民間会社の主催によりまして、「小さな命の写真展」とは違いますが、捨てられた犬、猫の現実を知ってもらい、人にも動物にも優しい社会を願い、見て、感じて、考えていただくフォトメッセージ展を開催した経緯がございます。「小さな命の写真展」の開催につきましては、今後、茨城県や獣医師会あるいは動物愛護推進委員などとの協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） まず1点、県全体の殺処分数の数というのは出ているのですが、ちょっと僕も気がつかなかったのですけれども、2階のエレベーターの前にポスターが張ってありまして、ネットへ出したのは多分これと一緒に思うのですが、平成23年度でも犬は3,334頭、これは茨城県ですよ。猫は2,792頭が殺処分されているという、張っていました。ただ、残念なのですけれども、県から多分こういうのは来ると思うのですが、そのほか何にもないのですよね。チラシも探してみたけれども、なかったですね。1階ずっと見て、多分こういったことに、動物愛護月間と言っているからには何かあるのかなと思って見てみたら、何もなかったですね。非常にこれは残念だなと思うことが1つありました。

そこで、1つまず確認したいのですが、境町ではこの1年間での殺処分数というのは、多分把握されていると思うのですが、ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

生活安全課長。

○生活安全課長（橋本 巖君） それでは、私のほうから田山議員さんの再質問にお答えしたいと存じます。

境町では、平成24年度の数で申し上げますと、殺処分というか、犬、猫を動物指導センターのほうに捕獲して送致した頭数でございますが、犬が47頭ございました。猫が26頭、合わせまして73頭でございます。

以上でございます。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 多いか少ないかという問題は、その市町村の大きさにもよりますし、いろいろあるかと思うのですが、ただ境町でも73頭の命が亡くなっているというのが現状だということですから、何とかこれが本当にゼロになるような取り組みをお願いをしたいと思うのです。

先ほどありました写真展ですが、これはいじめの問題とも絡むところがあるのだけれども、実はさ

つき言った写真展、今西乃子さんという人のこれは本です。何冊か本が出ています。この事務局に聞いたところ、今西さんという方が教育界では有名ですよと言われてしまいました、学校のほうの授業のほうで命の大切さを教える授業といいますか、そういう講演会でよく行かれるそうです。多分教育長とかでも知っているのかなと思うのですが、場合によっては、これは学校でも開催しているところもあるというのです、関係単位で。

この本の冒頭にちょっと、これを読んで衝撃的だなと思うのですが、ノンフィクションですからね。殺処分場に子供たちが子犬を7頭持ってきて、ここは茨城県ではないのですが、当時は1頭500円で引き取ったそうです。大体20年以上も前の話なのですが、ところが、その後子供たちが、小学生3人の子が持ってきて、これって持ってきたのです。担当者の人は、「これ、どうなるか知っているか。死んじゃうんだぞ」と言っても、小遣いが欲しいのだと。要するにプラモデル買うためにお小遣いが欲しいのだと言ってきて、それはお父さん、お母さん、また近所の大人がみんな言っているのだというのです。小遣い欲しかったら、大きな犬は危ないから、小さい犬を持って行って、そうするとお金がもらえるからと。そこで、本当にその担当が、ここに本出ていますけれども、子供たちに何度も「いいのか」と聞いても、全然そういう意識がない。それから、子供たちは大人になって行って、そういう大人たちの社会というのが、やっぱり今でも本当にあるかなという感じはするのですよ。

要するに、これだけワーストが続いているということもそうですし、さっき言ったドイツという国は、今、殺処分というのがないのだと。もともとないのだと。だから、本当に戦争を体験した中で命の大切さというのを、実は国全体が、そこは多分意識の中に持たれているのだと思うのです。やっぱり子供たちにまず、本当は大人ですよ。大人が、そういったことがいけないことだというのを、しっかりと把握することが一番大事なのですが、それとあわせて子供たちにもそういうことを教えていくということが大事だと思うので、先ほどいろんな団体と協議をしてやっていきたいという話がありましたけれども、実際聞いたら、写真もパネルも向こうが無料で送ってくれるのですよ。会場だけ提供して、そこでちゃんと計画書だけ立てれば、向こうは写真送ってくれるという話なのです。こんな簡単なことはないと思います。

今月は、たしか東海村でやるのですよ。東海村でやるのですけれども、県西地区、非常にそういったことが少ないという話も県のほうで聞いたのですが、どうかそういった動物愛護という部分を、当町としても真剣に考えていただいてやっていただきたいと思うのです。みんなに見せるのもそうですし、本当にさっき言った学校でどこか単位で、27枚のパネル写真で、そんなに幅広くないと思いますよ。スペースもそんなにいっぱいとりところではないし、そういったことを積極的に考えていただきたいというふうに思うのですが、今後、実現の可能性について、もし総務部長でも何かできるのであればお伺いしたいのですが。

○議長（関 稔君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（榎場桂一君） 承りました。できる限り実施の方向で検討させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（関 稔君） ただいまの答弁に対し、質問ございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 質問というより、先ほど実施の方向でということもありましたので、そのときは私も皆さんに声をかけて、本当に一人でも多くの人に見ていただけるような、そういった開催ができるように協力していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（関 稔君） これで田山文雄君の一般質問を終わりにします。